

アスク

Advise and Support Care services

介護サービス相談サポートセンター
福祉サービス第三者評価機関
地域密着型サービス外部評価機関

アスクニュースレター No. 52

2014年4月10日

発行 特定非営利活動法人アスク
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX : 0287-62-4310

E-mail : npo.asc@nasuinfo.or.jp

web : http://asc.nas.ne.jp/

評価者からのメッセージ

忘れないこと

木村ひめ子 (きむらひめこ)

運動音痴で不器用な私の、たった一つの趣味は読書です。読書によって様々な物語の世界へ旅をし、たくさんの知識を得、悩みや悲しみを忘れることもできました。食べ物よりも明日読む本がないと生きていけないと感じるほど、本は私にとってまさしく心の糧なのです。

そんな私ですが、一度だけ本が読めなくなってしまったことがあります。阪神淡路大震災、それに続いて地下鉄サリン事件が起きた頃でした。

圧倒的な現実を前にして、作り事の世界を受け入れることができなくなってしまったのです。生まれて間もなかった末っ子を抱いて、TVの報道を見ながら、日本は、世界はどうなってしまうのだろうと恐れおののいていた日々。大好きだった小説やSF、ファンタジーは全く読めなくなり、読むのはノンフィクションだけという状態がその後、10年以上も続きました。

ノンフィクションの作家でとりわけ私が好きなのは、吉村昭さんです。『罌嵐』、『高熱隧道』、といった自然を相手に苦闘する人々の姿、また、数多く書かれた漂流ものは迫力があり素晴らしい作品ばかりです。

この吉村昭さんの作品の中に『三陸海岸大津波』という本があります。東北の太平洋側を度々襲う大津波について詳細に書かれたものですが、津波というものの恐ろしさ悲惨さを描いた素晴らしいノンフィクションです。私は、東北の人なら誰もがこの史実を知っているのだと思っていました。ですから驚いたのです。東日本大震災で、逃げ遅れた人々があれほどいたという事実。

3.11当時、私は司書として図書館に勤務していました。自宅も職場もさほどの被害もなかった中で、東北支援のための買い物ツアーを企画して実行したり、社協のボランティアに応募して、被災地の仮設住宅を訪ねたりと、できる範囲でのささやかな支援に努めながら、次々に刊行される震災関連の本を読み続けました。なぜか今回は、フィクションもノンフィクションも読むことができました。大きな災害が続く日本に慣れたせいなのでしょう。そんな中で、ある日気が付いたのです。お年寄りを連れて津波から逃げようとして亡くなってしまった人が多くいることに。

「津波てんでんこ」という言葉が生まれた当時、こんな高齢化社会が出現することなど誰が予想したのでしょうか。おそらくあれだけの揺れの後に、津波が来ることは多くの人が予想していたに違いありません。しかし、目の前にいるお年寄りを置いて逃げることはやはり人としてできない、きっと私でもそうだったろうと思います。車で避難しようとして津波にのまれた人々の中には、こうした例が数多くあったことを知りました。

また、介護施設や病院で、動けない人々の世話のために過酷な勤務を続けた人々が大勢いたことも知り、その崇高な使命感にも心打たれました。

このように、東日本大震災後に書かれた本は物語も含めて良書も多く、心の癒しとなりました。

あの震災から3年が過ぎた今、私は、何もできなくともせめて「忘れない」と心と心に決め、これからも震災関連の本を読んでいきたいと思っています。

今年3月11日現在、震災に関連した死者は2万1000人超。心からご冥福をお祈りいたします。

(外部評価調査員、民生委員・児童委員)

家庭的養護の推進と第三者評価

児童養護施設養徳園 福田 雅章

はじめに

厚生労働省は雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月30日付）を発出し、児童養護施設を小規模化し家庭的養護を推進する方向を明確にした。

その具体化として、都道府県等に平成27年を始期とする「都道府県推進計画」の策定を要請し、各児童養護施設には「家庭的養護推進計画」の策定を要請している。平成25年度および平成26年度は「都道府県推進計画」と施設の「家庭的養護推進計画」の調整期間と位置付けられ、各施設には都道府県行政からのヒアリングが行われるなど、児童養護施設における家庭的養護推進に向け「外部環境」は確実に整備されようとしてきている。

こうした動きの中で、児童養護施設には第三者評価の受審が義務付けられたのだが、評価基準の策定に携わった一人として、そして評価を受ける施設の管理者として、現行の第三者評価には様々な課題があることを感じている。どんな課題が明らかになっているのかを記すことで、第三者評価の当事者（評価機関と事業所）が課題を踏まえたうえで評価に臨まれることを願っている。でない、いい評価を受けようという努力が子どもの育ちを損なうことにもなりかねないからである。

第三者評価義務化の背景と問題点

児童養護施設をはじめとする社会的養護関係施設では、平成23年の最低基準の改正によって第三者評価が義務付けられた。これには、子ども虐待が急増する中、社会的養護の分野では行政処分としての措置制度が維持されたことが大きく影響している。子ども・保護者に施設を選択する権利がない以上、措置された施設によって提供される養育・支援の水準に差があってはならないという

ことである。養育・支援の水準を担保するものとして行政監査があるが、これはあくまでも最低水準を担保するものであり、標準化を目指すものではなかった。

そもそも第三者評価は、社会福祉基礎構造改革の進展や、介護保険制度の施行により、福祉サービスは措置から契約へ移行（利用者主体、市場原理の導入）していく中で導入された。その目的は、客観的・専門的な評価を受けることで事業者自らが個々の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向けての取組に資すること、そして、利用者が自身のニーズに適したより質の高い福祉サービスを求めて事業者を選択できるように、利用者には有効な情報を提供することだった。ただし評価の受審は事業者の努力義務とされたが。そうした背景から制度化された第三者評価が、措置制度が維持された社会的養護において義務化された事実を確認しておかねばならない。

養護から養育へ

利用契約制度に移行した高齢・障害福祉と措置制度が維持された社会的養護、違いは何か。共通するキーワードは「安全・安心な生活」と「自立」であるが、社会的養護は最大20歳までの年齢制限のある福祉であり社会的自立が大きな目的となっていることであろう。その意味では「発達の保障」や「あたり前の生活」も重要なキーワードとなっている。

戦後の社会的養護は、巷にあふれた戦災孤児の収容保護を目的に始まり進展していくが、要は生活基盤を失った子どもにとりあえずの生活を提供するという枠組（これを収容保護パラダイムという）が維持されたままであった。収容保護パラダイムは、子どもの権利に関する条約の批准、そして児童虐待の顕在化によって転換を迫られることになる。どのように転換したのか、私なりには「子

ども一人一人の最善の利益を考慮することを大義として、豊かな養育環境の中で成長発達が保障され、ひいてはその子なりの自己実現が図られていくこと。まさしくwell-being（人権の尊重、自己実現）の具現化である。」と理解している。言い方を変えると、施設の主たる目的が「養護（護る）」から「養育（育む）」へ転換したといってもよいかもしれない。それを可能にするのが最初に述べた家庭的養護なのである。

家庭的養護推進の課題

この正月、ある女性からメールをもらった。彼氏が児童養護施設に勤めていて、その職場での状況が記されていた。彼氏はまだ1年目。地域小規模児童養護施設に配属され、そのホームは児童が男児6名で職員も男性3名で構成されているというのだ。この話を聞いて、この男性だけのホームは「家庭的」なのかという疑問がわいた。

私も現場を預かる管理者であるから、小規模施設の成員を男性だけにした理由が、性の問題を危惧した結果なのだろうということは容易に想像できる。今日の児童養護施設では性の問題は大きな課題となり、被措置児童等虐待の防止には十分な配慮が求められているからだ。子どもを「護る」ことを重視した結果なのであろうが、「育む」を考えたときそれでよいのかということになる。

施設の小規模化は、家庭的養護を推進していく上での重要な手段ではあるが目的ではないはずだ。単に生活単位を小規模化するだけでは「家庭的」にはならないであろうし、地域の民家で生活することは外形的に家庭に近いがそれだけでも「家庭的」とはいえないということである。

家庭的養護の推進にあたって、「あたり前の生活」は一つのキーワードとなっている。とすれば、男女が共生するのがあたり前。女性職員の細やかさや丁寧さ、男性職員の力強さやおおらかさ、女の子のやさしさ、男の子の快活さ、こうした特性が融合されて家庭的な生活空間が作られていく。子どもを護ることを最優先にやむを得ず同性だけのグループにしたとしても、そこは家庭的であるべきなのだから、子ども個々が居心地の良さ、つまりは「自分は大切にされている」と感じられる

ような配慮が、衣食住のすべてに散りばめられた生活空間であってほしいのだ。

第三者評価ではこうした主観ともいえる事項については、評価基準を作成するのが難しいのであえて取り上げない傾向にある。実はこうした点にこそ、その施設の子どもに対する「想い」がみとれるのだ。評価項目のなかで評価できないが、家庭的養護にとって重要な要素がたくさんある。評価者にはそのことに気付く感性が求められる。そして、そのことに「総評」で触れることがあってもよいと思うのだ。

権利擁護と家庭的養護

平成6年の子どもの権利条約の批准以降、施設内虐待の顕在化もあってか、今日の児童養護施設において権利擁護は大義となっている。それはそれで悪いことではないのだが、大人の権利と、成長発達の途上にある子どもの権利とが、十分に整理されないまま、養育の現場において「権利」ということばのみが独り歩きしてしまったように感じられ、結果として、被虐待児への対応で混乱しがちな現場にあっては、対応をより難しくさせた側面を否定できない。また、高齢・障害の福祉が利用契約制となり、「利用者は顧客、援助はサービス」と認識されるようになったことも、「家庭的」を理念としてきた養育の現場に少なからず混乱をもたらした。

つまり、職員が「子どものために」という大義から、権利を侵害しないことに重きをおいて子どもに関わる傾向が出てきたように感じられるのだ。当たり障りのない消極的なケアでよしとするようになったとしたら、それは養育の本質を踏み外しているといえる。

第三者評価にもその傾向はみられる。例えば、意見表明の機会の確保について。子どもが生活全般について意見が表明できるよう自治会活動を促進することや、児童間のいじめや職員による体罰の有無を把握するために児童に対して定期的にアンケート調査を実施することを求めている。それに苦情箱の設置。

もちろん自治会活動やアンケートの実施自体はそれなりの意味はある。しかし、これをもって真

に権利擁護に取り組んだことになるのであろうか。例えば、親のことや将来のことなど、子どもが真に意見を表明したいことは、心の奥底にあり、信頼する職員との何気ないかかわりの中でふと吐露するものである。

そもそも「あたり前の生活」いわゆる家庭生活の中に、自治会活動、苦情箱、アンケートはそぐわない。家庭的養護では職員は身近な存在であるべきで、子どもが考えていることは共に生活している中で敏感に感じ取らねばならない。アンケートをとること自体を否定はしないが、そうしなければ子どもに何が起きているのかがわからないという状況こそが問題なのである。

「安全・安心な生活」と養育（育む）

被措置児童等虐待という職員から子どもへの暴力が想起されるが、今の施設の現状は、子ども間暴力が問題となっており、養育の現場において克服すべき最重要課題の一つである。

多くの子どもが共に生活する空間では子ども間のトラブルは必ず起こり得るものであり、その際、安易な解決の手段として（身体的あるいは精神的なものを含めて）暴力が用いられることも少なくない。こうした暴力は「安全・安心な生活」を脅かす最大の要因となっているのであるが、実は、子どもはトラブルをいかに解決していくかを通して人間関係のとりかたを学んでいくものである。暴力に頼ることなくトラブルを解決できるようになるプロセスこそ、子どもの成長そのものといえる。

施設において暴力という事象にことさら注目して、子ども同士のトラブルに職員が過度に介入するようになると、子ども同士の関係は表面的なものとなり、そこから人間関係のとりかたを学ぶことはなくなる。同時に、職員の役割が「番人」になってしまえば、家庭的養護でもっとも大切にしたい子どもと職員の「関係性」にもすきま風が吹くことになってしまうだろう。

事故防止についても、家庭的養護が進展するにつれ、生活上の事故のリスクが高くなっている。キッチンがそばにある生活があたり前となり火や刃物は身近なものとなった。冷蔵庫もあり食べ物

はいつも手の届くところにあるようになった。そうした生活では、火傷、怪我、誤飲、喉にものを詰まらせるなどの事故が起こりやすくなっている。こうした事故が起こらないように管理体制を強めれば、家庭的養護で大切にしたい「あたり前の生活」が損なわれることにもなってしまう。要は、子どもが日常にあふれる危機を認知しそれをどのように回避していくのかを生活の中から学んでいくプロセスこそが大切なのだ。その意味では危機管理マニュアルが備わっていればよしというわけにはいかないのだ。その中に養育の視点が入っているかが重要なのだ。

求められる評価者の姿

「安全・安心な生活」や「養護（護る）」については、現状の取組から評価ができるのであるが、「養育（育む）」はプロセスであり生活の積み重ねであるから、1.5日の施設訪問だけでは到底評価できるものではないことを理解しておく必要がある。だからといって、その評価を事業者の自己評価に委ねるのではなく、児童養護施設の養育についての理解を深めることで、評価基準の目指しているものについて事業者と議論できるくらいの評価者であってほしい。

養育についての理解が深まると、前述したような「安全・安心な生活」との矛盾も見えてくる。矛盾を理解しようとせずに評価基準のみを物差しとして評価に当たることになれば、評価がサービスの質の向上に資するどころか質の低下に資することにもなってしまうかねない。実際、第三者評価が進むなか、「養育が壊れてしまう」という声がそこかしこで聞こえてきている。第三者評価は確かに施設の養育水準の底上げにはなる。その一方で家庭的養護の推進に先駆的に取り組み、より質の高い養育を目指している施設にとっては、評価を受けるメリットよりもデメリットのほうが多いと感じられるのである。

次ページの表は、児童養護施設の形態を示したものである。家庭的養護の推進の下、小規模化が進展していることがわかる。しかしながらそれでも大舎の比率が高い。現状の第三者評価基準は「大舎」を想定して策定されている。つまり児童養護

児童養護施設の形態の現状（大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状）

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模 グループケア	地域小規模 児童養護施設	その他 グループホーム
①保有施設数(N=522) (平成24年3月1日)	施設数	280	147	226	312	136	32
	%	50.7	26.6	40.9	56.5	24.6	5.8
②保有施設数(N=489) (平成20年3月1日)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3

※「社会的養護の施設整備状況調査」、①調査回答施設数552（平成24年3月1日現在）、②調査回答施設数489（平成20年3月1日現在）

※「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下、「小規模グループケア」：6人程度、地域小規模児童養護施設：6人以下

【出典：社会的養護の現状について（厚労省、平成25年3月）】

施設が目指す方向性と第三者評価基準は乖離がある。そのことを踏まえて評価しなければ、せっかくの家庭的養護の推進に水を差しかねないだろう。

果をみれば、評価の妥当性もわかるし、評価機関がその施設の養育・支援の質を高めようと真剣に評価を行ったかあらかたわかるものである。実は評価機関が評価されているということである。

最後に

第三者評価が義務化されて2年が経ち受審も進んできた。公表された評価結果を見ると、評価機関の力量の差がよくわかる。それぞれの施設がどの程度の水準にあるのかは、研修などでの交流もあるので施設間でよくわかっている、評価結

第三者評価が義務化され、仕方なく受審する施設も多くあろう。施設側の姿勢がたとえ評価に前向きでなくとも、第三者評価の本来の目的がサービス（児童養護施設にはそぐわない言葉だが）の質の向上に寄与することであることを忘れずに評価に臨んでもらいたいものである。

（社会福祉法人養徳園総合施設長）

冊子の紹介*****

『OB・OGが贈る 生活便利帳

～社会生活を営むうえで知っておきたいこと～』

児童養護施設の入所児童は18歳、最長でも20歳になると退所し、社会で自活しなければなりません。しかし、社会生活を始めても様々な要因で挫折し、困難な状態に陥ることが少なくありません。家族にも頼れず、施設に戻ることもできない場合のために自立援助ホームや当事者グループが設立され、施設退所者のより所となっています。

社会でのつまづきを少しでも減らすためにと自助グループのメンバーによって編まれたのがこの冊子です。住まいのこと、健康のこと、性のこと、お金のこと、仕事のこと、人とのつきあいのこと、結婚のこと等、社会ですぐに役立つ情報や知恵、注意がやさしい言葉で書かれています。社会人へと巣立っていく子どもたちみんなに是非伝えたい内容満載です。

関心のある方は以下にお問い合わせください。

発行元・連絡先：社会的養護の当事者自助グループ「だいじ家」

（特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会）

〒321-0945 栃木県宇都宮市宿郷2-6-18 コーポみはと102号室

TEL・FAX 028-680-4686





美味しい、おかゆ

元気なときも、調子が悪いときも。体と心が喜ぶ57レシピ

帯津 良一 著 検見崎 聡美 料理 河出書房新社

1620円(本体1500円) 2011年12月30日発行

帯津良一先生が名誉院長をつとめる帯津三敬病院で入院患者さんに出している「おかゆ」のレシピの紹介と解説本です。

「はじめに」は、帯津先生の「日本は瑞穂国。折にふれて米の国に生まれた幸せを噛みしめています」の言葉から始まります。お米大好きな私も同感です。

レシピの紹介は、「1. 白がゆ、玄米と雑穀のおかゆ」で美味しいおかゆの基本の作り方「白がゆ その1」として、7分がゆの炊き方から始まり、「2. 野菜やきのこ、豆、乾物のおかゆ」「3. 肉や魚介類のおかゆ、上等なだしのおかゆ」「4. 朝昼夕のおかゆ献立」と続きます。「さつまいもと豆乳のおかゆ」、「マイタケとエノキダケのおかゆ」、参鶏湯のような味わいの「韓国風鶏のおかゆ」等がお薦めですが、お酒のあとのおかゆとして肝臓をいたわるので「しじみがゆ」も良いですよ。お酒を飲まない方にもお薦めです。

レシピの紹介の途中に挿入されて

帯津良一（オビツリョウイチ）
1936年生まれ。医学博士。東京大学医学部卒業。人間をまるごと捉えるホリスティック医学の第一人者。ホリスティック医療によるがん治療で知られる帯津三敬病院名誉院長。病気にならない養生ではなく、より積極的な養生を目指し、治療に代替医療を取り入れる。入院患者の食事に、中医学に基づく漢方がゆを用いている。著書：『図解・病気を治す自然治癒力の高め方』（現代医学出版）ほか多数。

いる帯津先生の“おかゆ語り”も「私もおかゆを炊いてみよう」と思ってしまう内容です。

また、がんの手術後や治療中に、身体をやさしく養生するために考えられた「漢方がゆ」9種のレシピも紹介されています。例えば、「山薬がゆ」は、山薬（山いも）が消化器、呼吸器の機能を活発にする。「小豆がゆ」は、利尿・解毒作用があり、肥満にも効果を発揮する。「緑豆がゆ」は、発熱にともなう炎症を鎮め、水分代謝を活発にする・等と紹介され、具体的な材料と調理法が書かれています。

「しじみがゆ」 材料2～3人分

材料 米：1/2カップ、水：1500ml、しじみ：300g、生姜のすり下ろし：少々、塩：少々

- ① 米はといでざるに上げ、20分ほどおいて水気を切る。
- ② しじみは殻の表面をよく洗って鍋に入れ、水を加えて中火にかけ、煮立ったら強火にして米を入れかき混ぜる。
- ③ 再び煮立ったら弱火にし、吹きこぼれないよう蓋を少しずらして40分～50分炊く。
- ④ 火を止め、蓋をして10分蒸らす。盛りつけて生姜のすり下ろしをのせ、塩を振る。

「山薬がゆ」 材料2人分

材料 米：60g、山いもの薄切り：20g、れんこんの薄切り：20g、塩：4g、水：700ml

- ① 米はとぎ、分量の水に30分ほどつけておく。
- ② 鍋に①とれんこんを入れて強火にかけ、煮立ったら弱火にし、30分ほど煮る。
- ③ 山いもを加えて弱火で10分煮たら塩を加え、更に10分ほど煮て火を止める。

現在、『美味しい、おかゆ』の中のレシピは、胃腸の調子が思わしくないとき、疲れて食欲が無いとき、我が家での宴会の最後に、少し体重が増えたときなどが定番です。

生命の最後まで食べることは疎かにできません。最後の食の楽しみとしての「おかゆ」を究めるテキストになりそうです。(J. S.)

ケアマネさん、あなたのひとりごとを聞かせてください！

つれづれなるママに つれづれなるパパに

この世に生まれてきて家族や親戚、近隣地域の人々、成長すればするほど人とのかかわりのなんと多いことか。世の中には人と接しない仕事はないと思う。精密機械・製菓など機械相手のものづくりの技術の世界でも、同僚や部下、上司など“ひと”がいる。またサービス業、医師、弁護士、警察官、教師、心理療法士、カウンセラー、宗教家、落語家、保育士、社会福祉士、そしてわれわれケアマネなど、直接または間接的にかかわる仕事でももちろん“ひと”が対象である。

どのような仕事にも必要であるが、特にアスリートにおける技術の鍛錬には、状況に自ら追い込むため、われわれ一般人にとっては考えられないほど自分自身との戦いがある。特に限界ぎりぎりの状態でメンタル的な強さがないと金メダルはとれないとも。アスリートと比較することは大げさかもしれないが、ケアマネにも訓練が必要なことは言うまでもない。

ケアマネが何をやる“ひと”かについてはまだわからない方も多く、ケアマネは偉いなど誤解されたりもする。ケアマネとして相手のお話を聴くというのは、謙虚さがスタート地点であり、今おかれている状況がどういうことかを体全体で聴き、まさしく相談援助のトレーナーである奥川幸子氏の言う、『生きている世界を理解する』まずそこからである。

私はケアマネとして必要性に駆られ、数ヶ月に一度の頻度で、ケアマネの仲間とともに、さらに半年に一回はスーパーバイザから指導をして頂いている。継続はしているものの、なかなか私自身の努力が足りず三歩すすんでまた戻っている状態。

日常的な訓練とまではいかないが、ラジオのアナウンサーや司会者が話題から若干逸脱した時、否定しないで戻す方法や、サスペンスではなぜ殺人事件までになってしまったのか、言葉が武器になり、うらみやねたみ、過剰な欲などが原因となってしまったのか、そのときの一言を言い換えることができれば事件にはならなかったのではないかなど、ドラマの脚本や映画や書物からコミュニケーションのとり方について学ぶ機会は多い。

そして、10ヶ月になる孫娘が今何を考えどう行動するか、それにどう答えてやったらよいか、やりすぎはないか、愛情はたっぷり注ぎたいが、自立した人間として成長してほしい等々、つれづれなるパパは、公私共に関心ごとが多いのである。
(ケアマネージャー)

アスクの活動から

外部評価・福祉サービス第三者評価活動

《地域密着型サービス外部評価》WAM NET (<http://www.wam.go.jp/>) に評価結果公表

小規模多機能型居宅介護事業所 : こもれば、あかとんぼ (矢板市)、マリモの家 (那須塩原市)
コープの家双葉2丁目 (宇都宮市)、さくらハウス (那須塩原市)
うぐいす荘 (那須塩原市)、シルバーサロンこころ黒羽 (大田原市)

《福祉サービス第三者評価》とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構HP <http://www.tfhs.jp/>

・ 那須塩原市いなむら保育園 ・ 那須烏山市すくすく保育園

《社会的養護関係施設第三者評価》

全国社会福祉協議会HP <http://www.shakyo-hyouka.net/search/index.php>

・ 児童養護施設「養徳園」

アスク定期総会および公開学習会のお知らせ

アスク定期総会

開催日時：2014年5月11日（日）10：30～12：30

会場：那須塩原市いきいきふれあいセンター 2階 会議室

（那須塩原市桜町1-5 TEL 0287-60-1115）

- 議事内容：
- （1）2013年度事業報告・決算報告・会計監査報告
 - （2）2014年度事業計画案・予算案
 - （3）役員改選
 - （4）その他・意見交換

参加：正会員には別紙の案内状を送付します。添付のはがきにて出欠の返事と欠席の場合には委任状への署名・捺印をお願いします。
賛助会員もどうぞご参加ください。

アスク公開学習会

今の子どもたちと子育て世代の困難、地域での支援のあり方

社会間格差・経済格差、子育て世代の貧困・孤立、育児不安、児童虐待・育児放棄、DV、家庭崩壊... 様々な問題に直面する子どもと親、家族がおり、見過ごしにできない状況の家庭が増えています。そうした子どもと家庭に対し、県内で実際に相談支援に当たっているNPOと行政の当事者から現状と取り組みについてお話しをしていただき、ともに考えたいと思います。

開催日時：2014年5月11日（日）13：30～15：30

会場：那須塩原市いきいきふれあいセンター 3階 視聴覚室

話し手：畠山由美さん 八木澤明さん

参加費：無料

事前申込：必要 特定非営利活動法人アスク

電話・FAX 0287-62-4310

電子メール npo.asc@nasuinfo.or.jp

話し手紹介

畠山由美さん（NPO法人「だいじょうぶ」代表） <http://www.npo-daijobu.com/>

幼い頃からの貧困、子どもが普通に育つ環境がない、社会からの孤立など地域で暮らす子どもたちの困難な現状とNPO法人「だいじょうぶ」などの支援の取り組みをお話しいただきます。

八木澤明美さん（那須塩原市保育園園長） <https://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

市立保育園の保育士を経て、市子育て相談センターで子育てに関する相談業務に携わり、その後保育の現場に戻り、現在は園長。現在の子育て世代が抱える困難と保育園の役割について話していただきます。

寄稿 歓迎

- ◆次号のニューズレターは7月発行予定です。読者からの情報や投稿を歓迎いたします。
- ◆書籍紹介欄に取り上げるのにふさわしい書籍をご紹介下さい。新本、旧本を問いません。400～800字程度の紹介文を付けていただくとありがたいです。
- ◆原稿はニューズレター発行元へ、6月末までにメール又はFAXでお送り下さい。